

越前市輝く女性活躍応援団賛同推進事業【福井県越前市】

地域の実情と課題

- ・越前市は共働きが多い
(福井県は共働き率58.6%で全国1位:全国47.6%)
- ・越前市は従業員数100名以下の事業所がほとんどで、働く女性の活躍支援計画がなく、なかなか職場における男女共同参画が推進できない

事業の特徴

- ・越前市の事業所代表者と越前市が、「越前市輝く女性活躍応援団」を平成30年12月に設立し、各事業所における女性の活躍支援などの取組を行動宣言(設立当初126人)
- ・事業所が女性の活躍支援などに積極的に取り組むことで、働き方改革と女性の活躍支援を推進

事業の効果

- ・越前市輝く女性活躍応援団への賛同者数
目標175人 ⇒ 実績177人
- ・事業所向けの講座等参加・視聴者数
目標100人 ⇒ 実績1,324人

目的・目標

- ・越前市輝く女性活躍応援団への賛同者数
現状169人 → 目標175人
- ・事業所向けの講座参加・視聴者数
目標 100人

連携団体

- ・賛同推進連携団体
武生商工会議所、越前市商工会
- ・周知協力関係機関
市内大学、ハローワーク
NPO法人男女平等推進協会えちぜん

今後の課題

- ・コロナ禍の中、事業所における女性活躍支援の取組みを推進しているが、家庭における固定的性別役割分担が課題となっている
- ・令和4年度は、家庭や地域における働く女性の活躍への理解を深め、活躍支援につなげていく

事業の概要

- ①越前市輝く女性活躍応援団への未賛同事業所に、コロナ感染拡大防止対策をして、書面、電話、訪問により、働く女性の活躍推進と応援団賛同を呼びかけた
- ②事業所向けのオンライン講演会や研修を広く周知し、実施(動画配信も)
- ③各賛同事業所の今後5年間の女性活躍支援計画と、令和2年度取組状況を市ホームページに掲載

越前市輝く女性活躍応援団推進事業

オンライン
無料

多様性を組織力に変える

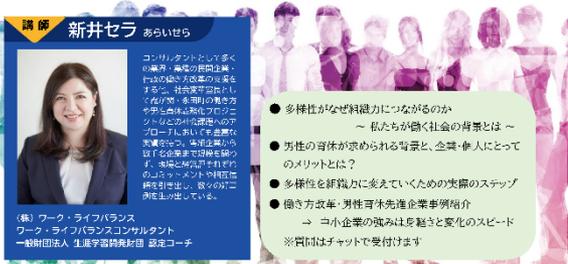
男性育児時代の秘訣は ワーク・ライフ・バランス

■ライブ配信 **Zoom**ウェビナー

2021年**11月11日(木)** 13:30~15:00

■アーカイブ配信期間 **Youtube**

11月17日(水) ~ 12月25日(土)



講師 新井セラ あらいせら

コリント人として多く
の職域・業種の人間と接
し、性別平等意識の浸透
を促す。社会実用性とし
くなが、多岐の業種の方
が育休取得のきっかけに
なる。また、企業側から
アプローチし、企業側が
働きやすい環境を整え
る。企業と協働して、育
休取得のハードルを下げ
、企業と協働して、育
休取得のハードルを下げ
、企業と協働して、育
休取得のハードルを下げ

- 多様性がなぜ組織力につながるのか
ー 私たちが働く社会の背景とはー
- 男性の育休が求められる背景と、企業・個人にとってのメリットとは?
- 多様性を組織力に変えていくための実践のステップ
- 働き方改革・男性育休先進企業事例紹介
→ 中小企業の強みは身軽さと変化のスピード
※資料はチャットで受け取ります

申込み方法 下の専用フォームにて、事前申し込みをお願いします

【申込URL】 <https://ws.formzu.net/dist/S89862275/>

【申込締切】 ●ライブ視聴：11月8日(月)
●アーカイブ視聴：12月17日(金)

ライブ配信の視聴URLは、前日までにご確認ください。

アーカイブ視聴URLは2日以内に送信いたします。※休前日(毎週月曜・第3日曜・祝日)の場合は翌日以降届かない場合は、男女共同参画センター TEL (0778)24-4446 までご連絡ください。

主催：越前市 / NPO法人男女平等推進協会えちぜん
TEL：0778-24-4446 MAIL：wtt@npoel.ecn.ne.jp
住所：〒915-0071 福井県越前市南中1丁目11-2市民プラザたけふ3階



越前市輝く女性活躍応援団推進事業

体験！体感！SDGs

『SDGs de 地方創生カードゲーム』研修

12月2日(木)

昼の部：13:30~15:30

夜の部：18:30~20:30

講師：川本豊子

SDGs de 地方創生公認ファシリテーター
越前市男女平等オンブズ



場 所：市民プラザたけふ 4階 多目的ホール

参加費無料

越前市輝く女性活躍応援団共同推進事業

越前市男女共同参画センター出前講座

企業におけるハラスメント

川本豊子

■ハラスメントによる失う時間と失う利益は計り知れない！

被害者に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自信喪失、士気の低下 ◆ 出勤不能、退職 ◆ メンタル不調：うつ病、パニック障害、PTSD等
加害者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 懲戒処分、免職、退職、法的責任等 ◆ 職場の雰囲気が悪くなる
周囲の就労者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働生産性の低下 ◆ 業務負担増大等
企業がこうむる影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 問題解決に至るまでの時間・労力・コスト ◆ 職場風土の悪化 → 業績低迷、人材流出 ◆ 法的責任：職場環境配慮義務違反等 ◆ 企業のイメージダウン、信頼失墜

Youtube



8月の動画は

今さら聞けない！？育休休業の基礎知識 <改正育休介護休業法>

～越前市での男性育休の推奨について～

講師：寺田昇吾 弁護士(えちぜん法律事務所)

